

## 在宅要介護者訪問口腔保健モデル事業 Q&A

Q：事業の目的は？

A：在宅の要介護者は歯科医院への通院等が難しいため、口腔内の病気がひどくなることによる食生活の障害や、口腔が不潔になることによる誤嚥性肺炎の発生が認められます。そこで、要介護者の支援をされているケアマネージャーの皆さんと歯科医療機関の歯科医師・歯科衛生士が協力し、対象者の健康を口腔から支援するシステムを構築することです。

Q：どんなことするの？

A：お口の健康状態をチェックし、お口を清掃し、対象者に合ったお口の手入れ方法<sup>\*</sup>を説明します（<sup>\*</sup>ブラッシング、入れ歯のお手入れ法等）。

Q：誰が来るの？

A：お住まいの地域の歯科医院に所属する歯科衛生士です。

Q：どれくらい時間かかるの？

A：1時間程度です。

Q：どの様な方が対象ですか？

A：後期高齢者医療被保険者（生保以外の75歳以上）のうち、在宅要介護者（原則的に要介護2以上）で、歯科健診を受診するために出向くことが困難な高齢者（医療保険や介護保険において歯科に関する管理を受けている者を除く）です。

Q：在宅の方が対象ということだが、グループホームや有料老人ホームにお住まいの方は対象になるのか？

A：今回のモデル事業では、純粋な意味での自宅（一軒家、マンション、アパート等）にお住まいの方を対象としています。

Q：「定期的に歯科健診や口腔ケアを受けている人」は対象外とのことですが、定期的とは、どの程度ですか？

A：概ね6か月と考えています。

Q：歯科衛生士を自宅の部屋にあげさせたくない。

A：お口の中をきれいにすることで、歯の病気はもとより肺炎等に繋がらないように予防できますし、お口がきれいになると今よりもっとごはんを美味しく頂くことができますので、この機会にぜひ受けていただきたいと思います。

Q：1回だけでいい？

A：2回目に、1回目の指導後どれくらい改善したかを診るので、より効果を高めるに2回受けてください。

Q：お金はかかるの？

A：無料で受診できます。

Q：必ず受けなければならないのか？

A：強制ではありません。

Q：ケアマネージャーさんも一緒に参加できるのか？

A：日程が合えば参加して頂きたいです。申込用紙にその旨の希望欄があります。

Q：私は〇〇先生がかかりつけ医だが、違う歯科医院の歯科衛生士にお願いしたい。

A：かかりつけの歯科医院ではなくても、希望する歯科医院の歯科衛生士さんを派遣できる場合もあります。ご相談ください。

Q：この事業はいつまで行われるの？

A：単年度の実施となるので、来年度も実施できるかは現時点では分かりません。